

質屋営業許可申請書の通数を定める規則

〔昭和39年1月31日
公安委員会規則第3号〕

質屋営業許可申請書の通数を定める規則をここに公布する。

質屋営業許可申請書の通数を定める規則

質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第1条第3項の規程に基づき、公安委員会に提出する許可申請書は、特に指示する場合を除くほか、正本1通とする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 質屋営業許可申請書の通数を定める規則（昭和29年兵庫県公安委員会規則第4号）は、廃止する。